

議 事 録

第 4 回

東村農業委員会総会

平成 3 0 年 4 月 2 5 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年4月25日（水）午後1時30分～午後16時40分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番（会長）	肥 後 豊 光	2番（委員）	渡 邊 勉
3番（委員）	吉 元 博	5番（委員）	喜屋武 美恵子
6番（委員）	比 嘉 昌 太	7番（職務代理）	宮 城 善 則

農地利用最適化推進委員（5人）

金 城 良 信	宮 城 哲 也
親 泊 康 博	奥 本 弘 幸
外 間 一 功	

4. 欠席委員： なし
5. 議事録署名委員： 2番 渡邊 勉 7番 宮城 善則
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第7号 農用地利用集積計画書（案）に係る意見決定について
議案第8号 非農地証明願について
議案第9号 現況証明願について

議長 ただいまより、平成30年第4回東村農業委員会総会を開催致します。会議の出欠状況を報告致します。出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、2番渡邊委員と、7番宮城善則委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第7号から議案第9号までの3件となっております。

(集積計画)

議長 それでは、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)に係る意見決定についての整理番号2についてですが、私が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、一時退席させていただきたいと思っております。また、その間の議事進行については、職務代理者の宮城委員にお願い致します。暫時休憩致します。

(～肥後会長退席、宮城職務代理着席～)

職務代理 再開いたします。
それでは、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号2について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、賃貸借設定による担い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

職務代理 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

職務代理 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号2について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

職務代理　　ご異議なしとのことでありますので、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号2について、審議結果を可とすることに決定されました。

職務代理　　議案第7号、整理番号2について、議事が終了しましたので、肥後会長の入室を認めます。
暫時休憩致します。

(～肥後会長入室、宮城職務代理自席戻り～)

(集積計画②)

議　長　　再開致します。
それでは次に、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号3について、事務局から説明お願い致します。

事務局　　議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、賃貸借設定による担い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議　長　　以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議　長　　質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第7号農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号3について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議　長　　ご異議なしとのことでありますので、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号3について、審議結果を可とすることに決定されました。

(集積計画③)

議長 次に、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号4について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、賃貸借設定による担い手への農地集積を目的とするもので、基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第7号農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号4について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことですので、議案第7号、農用地利用集積計画書(案)にかかる意見決定についての整理番号4について、審議結果を可とすることに決定されました。

(非農地)

議長 次に、議案第8号、非農地証明願についての整理番号2について、事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)
以上につきましては、申請地は農地法第2条第1項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、宅地及び雑種地という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第8号、非農地証明願についての整理番号2について、討論を省略し審議結果を

可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 8 号、非農地証明願についての整理番号 2 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(現況証明)

議 長 次に、議案第 9 号、現況証明願についての整理番号 1 及び整理番号 2 については、関連しますので、一括で事務局から説明お願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、宅地という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 9 号、現況証明願についての整理番号 1 及び整理番号 2 について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 9 号の現況証明願についての整理番号 1 及び整理番号 2 について、審議結果を可とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 4 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。